

永谷園グループ人権方針

1. 基本的な考え方

社会の一員として、すべての事業活動における人権尊重の重要性を認識します。事業活動においては、人権に関するすべての法令を遵守し、「世界人権宣言」と国際人権規約である「市民的及び政治的権利に関する国際規約」「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関(ILO)の宣言」および、国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則(UNGPs)」などの国際的な規範や基本原則を尊重します。

2. 適用範囲

本方針を、永谷園グループのすべての役員と従業員に適用します。また、自社の製品・サービスに関係するすべての取引関係者に対しても、本方針を理解し、支持していただくことを期待します。

3. 人権尊重の責任

自らの事業活動にかかわるすべての人の人権を侵害しないことに努め、人権への負の影響が生じた場合は是正に向けて適切な対応をとることにより、人権尊重の責任を果たすサプライチェーンを築いていきます。

4. 人権デュー・ディリジェンス

人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、これを継続的に実施することで、企業活動による顕在的、潜在的な人権リスクを評価し、把握し、未然に防止し、軽減していきます。

5. 情報開示

自らの人権尊重の取組みの進捗状況を、ウェブサイトなどで継続的に開示します。

6. 対話・協議

本方針を実行する過程において、独立した外部の専門家からの助言を受け、ステークホルダーとの対話と協議を行っていきます。

7. 教育・研修

本方針がすべての事業活動に組み込まれ、効果的に実行されるよう、すべての役員および従業員に対して適切な教育・研修を行います。

8. 責任者

本方針の実行に責任を持つ担当役員を明確にし、実効性を担保します。

9. 人権における重点テーマ

働きがいのある企業グループの実現を目指し、ダイバーシティを尊重するとともに、永谷園グループ企業倫理綱要に定める以下の項目にもとづいて、人権遵守における重点テーマとして位置づけます。

- 労働安全衛生

職場の安全・衛生に関する法令・ルールとその運用状況を確認し、安全で健康的な職場環境を作ります。

- 差別・ハラスメント

個人の人権と多様性を尊重し、人種、宗教、性別、性的指向、年齢、国籍、言語、障がい、社会的出身等を理由とするあらゆる差別およびハラスメントを排除して、公正な処遇がされる職場環境を作ります。

- 多様性

多様な個性を持つ、すべての人が率直に意見や行動を示せるよう、互いの考え方や立場を尊重し、自由闊達で風通しの良い職場風土の醸成に努めます。また、永谷園グループ内の活発なコミュニケーションを通して、一体感のある協調的な関係を構築します。

制定：2023年4月1日

株式会社永谷園ホールディングス
代表取締役社長

永谷泰次郎